

令和元年度

熊野町農業委員会

議事録

第5回

熊野町農業委員会

令和元年度第5回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和元年10月21日(月) 午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員(9人)

委員	1番	木原	哲男
委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子
委員	5番	菅尾	寛治
委員	6番	立花	宏保
委員	7番	空田	忠
委員	8番	庄賀	深雪
会長職務代理者	9番	原	恭博
会長	10番	中村	家隆

4. 欠席委員

委員	4番	橋川	勝則
----	----	----	----

5. 農地利用最適化推進委員

委員	佛圓	治徳
委員	世良	正喜

6. 議事録署名委員(2人)

委員	2番	中須	岩登
委員	3番	岩井	治子

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	福嶋	春樹
書記	内田	直人

8. 熊野町職員

都市整備課 課長補佐	木下	祐弘
都市整備課 主査	諏訪本	壮太

会議の概要

議長	<p>ただいまの出席委員は9名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和元年度第5回熊野町農業委員会を開会します。</p> <p>はじめに、会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。2番中須委員3番岩井委員を指名します。</p> <p>それでは、議事日程に従って審議に入ります。</p> <p>事務局より、議案の朗読をさせます。</p>
事務局	(議事日程 朗読)
議長	<p>日程第1、議案第21号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第1議案第21号の、熊野農業振興地域整備計画の一部変更（内容としては、農業振興地域整備計画の農用地からの除外）について、町から農業委員会に対して意見照会からありましたので、これについて、ご説明いたします。まず、農業振興地域整備計画についてご説明します。</p> <p>当該計画書については、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町の方で策定した計画書でございます。</p> <p>そのように計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では約150haを農用地区域として指定しているところでございます。</p> <p>この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来なくなっており、農地以外に転用して使用したい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外することが必要となってまいります。</p> <p>本町では、6月末と12月末までで、年に2回受け付けをしたものについて、町としての審査や広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧公告や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、当該地域から除外することが出来るものとされております。除外後は、農業委員会において、農地以外の用途で使用するという事で、改めて農地転用の許可申請について、ご審議頂くこととなります。</p>

	<p>小さな川の交差したところとなっています。</p> <p>この田一筆と畑が一筆あるんですが、川に一番近い下の場所となっています。近くには一軒家があり、これについて、太陽光を設置するということが色々を見せて頂いたのですが、現状の田はきれいに保全されています。畑については、除草シートが張ってあり、これについても適切に保全されていますが、周囲をイノシシが掘り返している状況となっていました。太陽光を設置するにあたって気になったのは、太陽光パネルは傾斜をつけるということで、直射日光が気になります。近くに家がある場合は、光が入ったりして迷惑をかけるのではないかとということも気にしながら見させていただいたのですが、隣接している家は、太陽光側に倉があり、倉の周囲は大きな植木がしてあり、この状況であれば迷惑をかけることはないだろうと思いました。太陽光を設置しても将来的に揉めるようなことは無いと思います。また、水についても共同で水路を利用されていることも多いのですが、この田が一番下にあることから周囲の田に影響を及ぼすようなこともないと思います。今後は耕作予定もないとのことなので、太陽光を設置することで適切に管理されるのであれば、そちらの方が良いのではないのかとも思います。報告は以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第21号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」、ご異議はありませんか。</p>
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第21号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第2、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局	議案第22号の農地法第3条の許可申請について、ご説明いたします。

	<p>まず、申請場所についてですが、議案の位置図をご覧ください。</p> <p>申請場所は県道〇〇線を〇〇方面に進行し、〇〇を右折し、〇〇〇〇〇〇の向いの田2筆の320㎡になります。</p> <p>今回の議案の内容は、譲渡人が現在休耕中である農地について、今後も耕作の見込みがないことから、譲受人に売買による所有権移転となります。譲受人は既に、1,400㎡ほど耕作をしておりますことから本町の下限面積の10アールを満たしております。</p> <p>譲受人は、これまでも農業を行っており、設備等も揃っております。また、今回取得する農地は、自宅の目の前ということで、管理もしやすく継続性についても問題ないと考えております。また今後は花を植えたいと計画をしておられます。農地法第3条の規定による許可申請については、以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p> <p>〇〇委員申し上げます。</p>
〇〇委員	<p>場所は〇〇〇〇の北側で、譲渡人宅と譲受人宅の間の田となります。</p> <p>10月10日に事務局と現地を確認しました。草も几帳面に刈っており、現在休耕中で、今後も耕作の予定をしていなかった中で、譲受人さんから、花木を育てるのに購入したいとの申し出があったそうです。譲受人さんはこれまでも、農業を営んでおられ、適切に管理をされているようですし、この度の譲受ける土地は自宅の正面ということもあり管理する上でも特に問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
〇〇委員	<p>購入するって事で良いんよね。</p>
事務局	<p>はい。</p>
〇〇委員	<p>花木でも農地としてみるんよね。</p>
事務局	<p>そうなります。</p>
議長	<p>他に質問はないですか。</p> <p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご異議はあり</p>

	ませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。</p> <p>次に、日程第3 報告第6号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	(日程第3 報告第5号 説明)
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で本日の日程はすべて終了しました。</p> <p>ここで事務局から連絡事項があります。</p>
事務局	(事務局から連絡事項)
議長	<p>次回の農業委員会は11月20日(水)午前9時から開催予定です。</p> <p>議案については11月9日以降に事務局から送付予定です。</p> <p>以上をもちまして、令和元年度第5回熊野町農業委員会を閉会します。</p>
	<p>上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p> <p style="text-align: right;">署名委員 _____ 印</p>